

MICA (P) No. 205/06/2007

SINGAPORE - AREA Report 160

2008 年 4 月 8 日

日本、ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) の署名について

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

日本政府は、3 月 28 日の閣議において「日本 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP: ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)」の署名に関する決定を行った。これを受け、高村外務大臣が AJCEP 協定の署名を行う予定。なお、本協定については、署名本書を日本と ASEAN 各国で持ち回って署名することとなっている。AJCEP により、日本は ASEAN からの輸入額の 90%を占める品目の関税を即時撤廃し、10 年以内にその比率を 93%まで引き上げる。ASEAN6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)については、日本からの輸入額および品目数の 90%以上について 10 年以内に関税撤廃する。本協定の条文、関税の撤廃、引き下げ品目については ASEAN10 カ国すべての国の署名が終了した後、発表される。

1. 日、ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) の交渉経緯

2003 年 10 月 : 日 ASEAN 首脳会合において、交渉の枠組みについて合意

2004 年 2 月 : 交渉に向けた協議開始

2005 年 4 月～2007 年 11 月 : 計 11 回にわたる AJCEP 交渉を開催

2007 年 11 月 : 日本 ASEAN 首脳会合にて交渉妥結

2008 年発効目標

2. AJCEP の概要

2007 年財務省貿易統計によると、ASEAN 地域は日本の貿易相手国として、中国、米国に次いで第 3 位である(表 1 参照)。また、貿易額も年々増加している(表 2 参照)。日本は二国間 EPA(経済連携協定)を ASEAN ではシンガポール、マレーシア、タイと締結発効済み。フィリピン、ブルネイ、インドネシアとは署名済み。今回の AJCEP は ASEAN 地域全体(10 カ国)との経済連携を強化することを狙ったもの。日系企業へのメリットとしては二国間 EPA でカバーされない貿易の自由化、日本及び ASEAN 地域における原産地規則の累積ルールの適用がある。AJCEP における物品貿易自由化は、以下の過程で進む。

- (1) ASEAN6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)においては、日本からの輸入額および品目数の 90%以上について、10 年以内に関税撤廃
- (2) ベトナムは日本からの輸入額または品目数の 90%以上について 15 年以内に関税撤廃
- (3) CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)は日本からの輸入額または品目数の 85%以上について 18 年以内に関税撤廃
- (4) 日本側は ASEAN 全体からの、
 - ① 輸入額の 90%以上にあたる品目を協定発効後即時に関税撤廃
 - ② 輸入額の 92%以上にあたる品目を 5 年以内に関税撤廃
 - ③ 輸入額の 93%以上にあたる品目を 10 年以内に関税撤廃

なお、今回の AJCEP における ASEAN 側の自由化率(=関税削減撤廃品目の比率)は、日本と ASEAN 各国との二国間経済連携協定(EPA)における自由化率(90~99.9%[国によって異なる])より低いため、品目によっては二国間 EPA のみで関税の削減、撤廃が行われるケースもある点には留意が必要である。

表1

【日本からの米国、中国、ASEANへの輸出額】 (億円) (%)				
	2005年	2006年	2007年	2006~2007年の伸び率
米国	148,054	169,335	168,962	-
中国	88,368	107,936	128,389	19.0%
ASEAN	83,403	88,748	102,412	15.4%

【日本の米国、中国、ASEANからの輸入額】 (億円) (%)				
	2005年	2006年	2007年	2006~2007年の伸び率
米国	70,742	79,112	83,486	5.5%
中国	119,754	137,843	150,354	9.1%
ASEAN	80,133	92,986	102,388	10.1%

【日本の米国、中国、ASEANとの貿易額】 (億円) (%)				
	2005年	2006年	2007年	2006~2007年の伸び率
米国	218,796	248,447	252,448	1.6%
中国	208,122	245,779	278,743	13.4%
ASEAN	163,536	181,734	204,800	12.7%

(出所)財務省貿易統計より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

表2

【日本とASEANとの輸出入額推移】 (億円) (%)				
	日本からASEANへの輸出	日本のASEANからの輸入	輸出入合計	前年比の伸び率
2003年	70,803	67,804	138,607	-
2004年	78,933	72,985	151,918	9.6%
2005年	83,403	80,133	163,536	7.6%
2006年	88,748	92,986	181,734	11.1%
2007年	102,412	102,388	204,800	12.7%

(出所)財務省貿易統計より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

3. AJCEP のポイント

今回の AJCEP のポイントは以下の 3 点が挙げられる。

(1) 原産地規則の累積ルールの適用

AJCEP では日本及び ASEAN 域内における原産地規則の累積ルールが認められることから、原産品の認定を得やすくなり、日本及び ASEAN 域内における貿易の更なる活発化が期待できる。

原産地規則とは、物品の原産地(=物品の「国籍」)を決定するためのルールのこと。

関税政策等には、その適用・不適用が物品の原産地に依存する場合がある(例:一般特惠関税、EPA(経済連携協定)特惠関税、WTO 協定税率、アンチ・ダンピング税等)ため、そのような場合には、原産地規則を用いて原産地を決定することが必要になる。

AJCEP における原産地規則は、①全締約国(11 カ国)に等しく適用される共通原産地規則方式、②一般原則として付加価値 40%又は関税番号 4 桁変更(VA 又は CTH)(並存ルール)、③上記一般原則を適用しない品目については、その特性に応じて個別品目別規則を規定している。

原産地規則の累積ルールとは、締約国 A の原産品が締約国 B で生産される製品の材料として使用される場合に、その原産品が締約国 B の原産材料とみなされることをいう。今回の AJCEP には累積ルールがあることから、日本及び ASEAN で生み出された付加価値の合計が 40%を超えることで、原産品として認定されることが可能となる。

これにより、日本国内で生産する高付加価値の部品を用いた ASEAN 内での製品生産について、関税率削減のメリットを享受することが可能となる。

(2) 後発 ASEAN 諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)まで含めた広域にわたる関税の撤廃

AJCEP では後発 ASEAN 諸国を含めて、EPA が適用されるため、ASEAN 諸国内で日本との EPA がある国とない国が混在することはない。

例えば、日本で高付加価値部品を生産し、ASEAN 域内で製品に加工して ASEAN 域内に供給する生産ネットワーク構築が進展している電気・電子分野については、大部分の国で基本的に 10 年以内に関税が撤廃される。個別例では、薄型テレビは ASEAN7 カ国で 10 年以内に関税撤廃。薄型テレビモジュール(薄型テレビのパネルに部品を組み込んだもの)も ASEAN8 カ国で 10 年以内に関税撤廃(現行の関税率は表 3 ご参照)。また、日本製の自動車ノックダウン部品などを用いて組み立てられた完成車やエンジンなどが ASEAN 域内を低関税で流通することが見込まれる。

表3

【ASEAN各国における薄型テレビ、薄型テレビモジュールの現行関税率】

	ブルネイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー
薄型テレビ	5%	15%	30%	15%	0%	20%	40%	15%	20%	15%
薄型テレビモジュール	5%	0%	5%	1%	0%	10%	3%	15%	10%	10%

(出所)財務省ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

(3) 手続きコストの低減

これまで二国間EPAでは、同一品目を日本からASEANの複数の国に輸出する場合、それぞれのEPAに基づき日本商工会議所で原産地審査を行い、それぞれについて原産地証明書を取得する必要があった。AJCEP の場合、原産地審査で一度「日本製品」と認定されれば、ASEAN10 カ国すべての国で、特惠関税での輸出が可能となるなど、手続きコストの低減、簡素化が期待できる。

《ご参考》

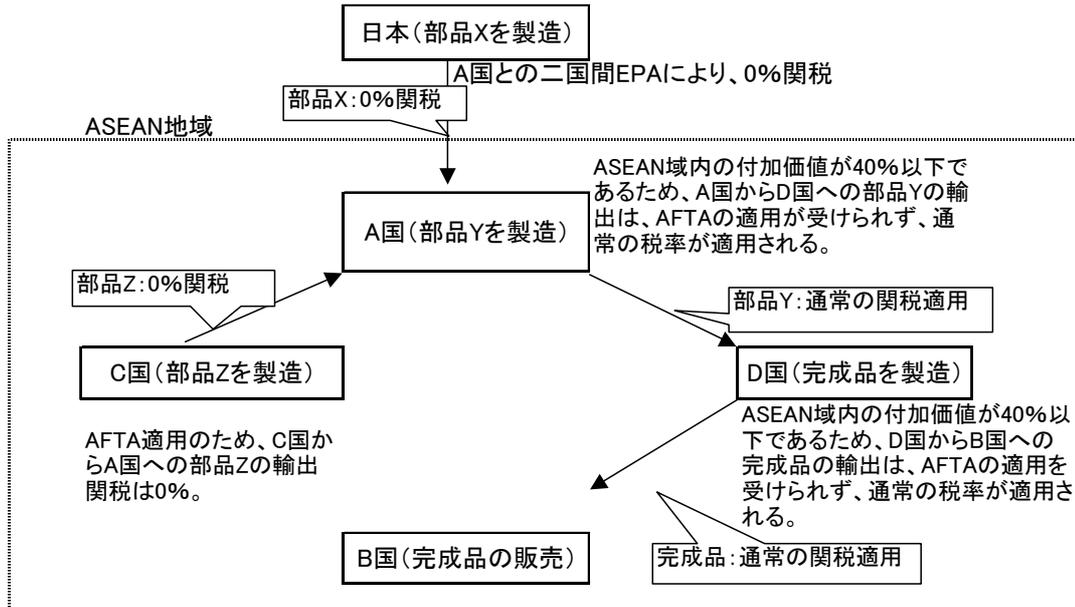
日本、ASEAN包括経済連携協定における原産地規制の累積ルール適用のメリット

《前提条件》

薄型テレビパネルを製造。日本での部品生産における付加価値が60%以上、C国から部品Zを調達し、A国で薄型パネルの部品Yを製造、D国にて組立、B国に完成品を輸出している。

AJCEP締結前

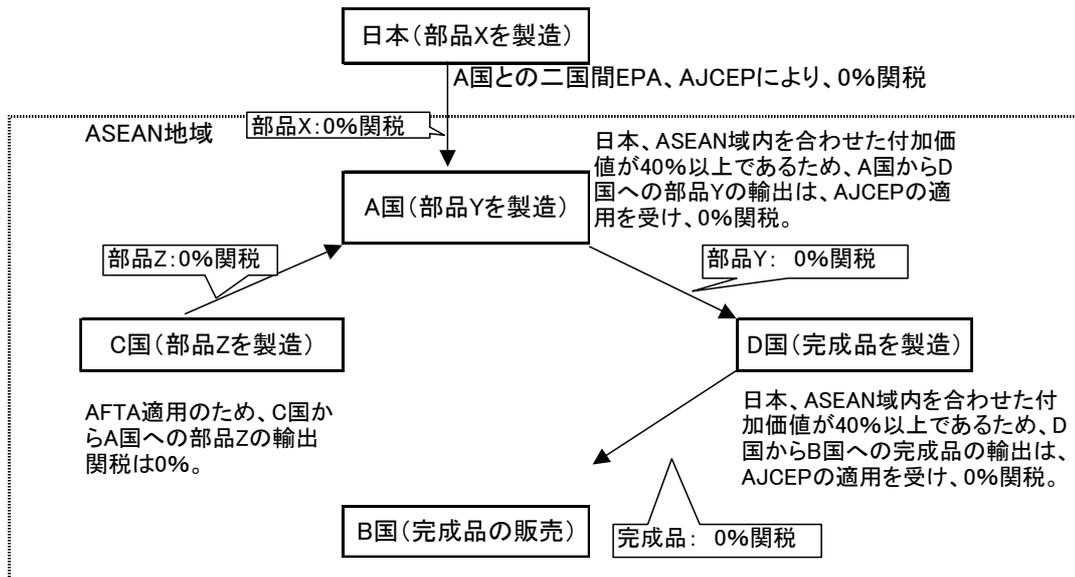
AFTA及び二国間EPAのみ適用した場合



* ASEAN域内での付加価値が40%未満の製品はAFTA(アセアン自由貿易地域)による関税撤廃の対象とならない。

AJCEPの締結後

AFTA及び二国間EPA、AJCEPを適用した場合



(出所)財務省ホームページより三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

4. その他の AJCEP のポイント

- ・ 投資およびサービスに関する自由化の取組み。
- ・ 知的財産分野・農林水産分野(違法伐採を含む)について、重要分野として協力を約束。
- ・ ASEAN 共通投資環境構想…ASEAN 地域統合の取組みについて投資家の評価視点を導入、投資家の意見を反映させた政策立案プロセスの構築。
- ・ 国際物流競争力パートナーシップ…産業界ニーズに応じたソフト・ハードインフラ整備、輸出入通関手続き効率化に向けた協力。
- ・ ASEAN ブランドプロジェクト(一村一品支援活動の応用)…CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を中心とした ASEAN の中小企業および地場産業の競争力強化による国際市場への参入支援。

5. 東アジア構想(AJCEP に関連して)

今回の AJCEP は日本と ASEAN10 カ国の計 11 カ国が広域経済圏の形成を目指すものであるが、将来の構想として東アジア構想もある。以下に東アジア包括的経済連携(CEPEA)、東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)についての概要を記載する。

(1) 東アジア包括的経済連携(東アジア EPA 構想、CEPEA)

CEPEA は 2007 年 1 月の東アジアサミットで日本からの提案に基づき、16 カ国の首脳が民間専門家研究会の立ち上げに合意したものである。ASEAN+6(ASEAN10 カ国と日中韓印豪 NZ)の 16 カ国で、包括的な経済連携協定を結び、自由で成熟した経済圏の構築を目指す構想。

(2) 東アジア・ASEAN 経済研究センター(東アジア版 CECD 構想、ERIA)

ERIA は東アジア経済統合の深化、地域内格差是正、持続的な経済成長のため、調査研究・政策提言を行う。物品貿易の自由化のみならず、人材育成、インフラ整備、環境・エネルギーなど幅広い課題に対する地域一体となった取組みの中核機関を設立する。

なお、日 ASEAN 包括的経済連携協定の詳細は、次の経済産業省サイトをご参照。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html

(ご参考) FTA関連レポート

AREA Report 144 「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」 2007年10月4日

AREA Report 149 「マレーシア、パキスタンと経済緊密化連携協定(CEPA)」 2007年12月26日

AREA Report 150 「シンガポール、インド包括経済協力協定(CECA)を一部改定」 2008年1月2日

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村 広明

E-mail: hiroaki.kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231793

※ 本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。